

○『愛知県人権尊重の社会づくり条例』をめぐる知人とのメールのやり取り

令和4年2月17日

愛知県議会議員 中村竜彦

【知人 A からのメール】

こんにちは。大村知事が愛知県人権条例の提案を2月の県議会提案に向けて準備を進めていると聞きました。いろいろネットで情報を調べますと、かなりヤバイ内容の条例です。

以下はネット上で見つけた借り物の言葉で申し訳ありませんが、私の危惧もほぼこれと同じです。中村さんの考えを聞かせてください。

愛知県で、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を禁じ違反者には厳罰を処し氏名公表まですると言う条例が作られようとしています。

この動きは、愛知県知事大村秀章氏と韓国、在日本大韓民国民団が主導して県議会議員に圧力をかけ、実現が目論まれているものです。

この国では6年前にヘイトスピーチ解消法というものが成立してしまいました。

この法律では日本人が本邦外出身者つまり日本人以外についての苦情や事実の申し述べをした場合、自称被害者である本邦外出身者がこれはヘイトスピーチであると主張すると、それはヘイトスピーチになってしまいます。

反対に、日本人は本邦外出身者からどんな酷い侮辱や差別を受けても守られることはありません。言われた事された事をおうむ返しに行った場合でも、処罰されるのは日本人だけです。

「愛知県人権尊重の社会づくり条例」とは、耳障りの良い言葉とは裏腹に、このヘイトスピーチ解消法をより重くした、ダブルスタンダードも甚だしい条例です。

これは日本人に対する悪質な差別的言論弾圧であり、到底容認できません。

【中村の返信】

ご連絡ありがとうございます。まず、下に添付しました「なぜヘイト解消法ができたのか」という経緯についての<動画1>と、今回の愛知県人権尊重の社会づくり条例案<資料1>を見ていただきたいと思います。

この<動画1>と<資料1>を見ていただいた上で、今回の条例案に対する私の認識を述べたいと思います。

まず、個人が個人をヘイトすれば国籍問わず刑法230条の名誉棄損罪（公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。）あるいは刑法231条の侮辱罪（事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。）が成立します。

しかし、民族や人種を罵っても罪には問われません。

それをいい事にやりたい放題やり過ぎた過激な方たちがいたので、<動画1>のように『外国人を口汚く罵るのは誇りある日本国民として大変恥ずかしい』という事になり、ヘイト解消法ができました。個人でなく外国人をひとからげにヘイトするのは、ヘイト解消法で『やめましょう』となったわけです。

今回の条例案は性的マイノリティへの理解促進や、部落差別及びネット上での悪質な誹謗中傷はやめましょうという趣旨の中に、外国人（本邦外出身者）に対するヘイトも同じく『やめましょう』と規定

しており、加えてヘイトが疑われる行為があった場合、東京都に既にある同趣旨の条例（東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例）と同じように、審議会がその真偽を判定し、ヘイトと認定された場合は、その事実概要を公表するという内容になっています。

そして、その事実概要の公表は、ヘイトした人の個人名などには触れず、『いつ、どこで、どんな表現があり、審議会がその表現をヘイトと認定しました』といった範囲内での公表であるという内容です。ですから、誰かを罰するというものではなく、啓発の領域内のものだと思います。

また、＜資料2＞は、東京都が実際に公表しているヘイトの事実概要です。

愛知県人権尊重の社会づくり条例案も『概要の公表』については東京都と同じ運用となる内容が規定されています。

よって、罰則もない、氏名の公表もないものが直ちに日本人を差別あるいは言論弾圧するような条例にはならないものと、私は思っています。

<動画1>

<https://youtu.be/E77JOwVebLU>

※自民党「ヘイトスピーチ」対策で初会合(14/08/28)

<資料1>

※(1/5)

第二十号議案 愛知県人権尊重の社会づくり条例の制定について 愛知県人権尊重の社会づくり条例を次のように定めるものとする。 令和四年二月十七日提出 愛知県知事 大村 秀章
愛知県人権尊重の社会づくり条例
目次
前文
第一章 総則（第一条―第四条）
第二章 人権尊重の社会づくりに関する基本的施策等
第一節 基本計画等（第五条・第六条）
第二節 インターネット上の誹謗中傷等の未然防止及び被害者支援（第七条）
第三節 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進（第八条―第十 三条）
第四節 部落差別の解消に向けた取組の推進（第十四条）
第五節 性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進等（第十五条）
第三章 愛知県人権施策推進審議会（第十六条） 附則
全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。 これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、基本的人権を侵すことのでき ない永久の権利として全ての国民に保障している日本国憲法の精神にかなうものである。こうし た理念の下に、全ての個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を追求することができる社会を 実現することは、県民の願いである。
本県は、これまで、人権教育・啓発に関する愛知県行動計画を策定し、人権が尊重され、差別 や偏見のない郷土愛知の実現を目指して、人権に関する教育及び啓発を推進するとともに、愛知 県男女共同参画推進条例、愛知県子どもを虐待から守る条例、愛知県障害者差別解消推進条例な どを制定するほか、人権に関する課題に取り組んできた。
しかしながら、今もなお、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的 身分、門地、障害、疾病その他の事由による不当な差別が存在しており、また、インターネット の普及を始めとした情報化の進展、少子高齢化等の地域社会の変化、経済格差の拡大等の経済 社会の構造の変化などによって、人権に関する課題の複雑化及び多様化が進んでいる。
こうした不当な差別を始めとしたあらゆる人権に関する課題を解消していくためには、その解 消に向けた取組をより一層推進するとともに、私たち一人一人が相互に人格と個性を尊重し合い ながら支え合うことが必要である。

私たちは、このような認識を共有し、多様性を認め合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりのために、たゆまぬ努力を続けていくことを決意し、ここにこの条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、人権尊重の社会づくりについて、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定めること等により、人権施策を総合的かつ計画的に推進し、もってあらゆる人権に関する課題の解消を図るとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第二条 県は、人権施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、国及び市町村と連携を図りながら協力して、人権施策の推進に取り組むものとする。

(県民の責務)

第三条 県民は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めるとともに、県が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めるとともに、県が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 人権尊重の社会づくりに関する基本的施策等

第一節 基本計画等

(基本計画)

第五条 県は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 人権施策についての基本的な方針

二 前号に掲げるもののほか、人権施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、愛知県人権施策推進審議会（第十一條及び第十二條において「審議会」という。）の意見を聴くとともに、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、基本計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（相談体制の整備）

第六条 県は、人権に関する相談に的確に対応できるよう、人権に関する相談に対応するための窓口の設置その他必要な体制の整備を行うものとする。

第二節 インターネット上の誹謗中傷等の未然防止及び被害者支援

第七条 県は、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないように留意しつ、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 インターネット上の誹謗中傷等（インターネットを利用した情報の発信で、誹謗中傷、プライバシーの侵害その他の人権を侵害することとなるものをいう。次号において同じ。）を未然に防止するために必要な教育、啓発その他の施策

二 インターネット上の誹謗中傷等による被害者の支援を図るために必要な施策

第三節 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

(啓発等)

第八条 県は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成二十八年法律第六十八号）第二条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。以下同じ。）の解消に向けて、国及び市町村と連携を図りながら協力して、その解消の必要性についての県民及び事業者の理解を深めるために必要な啓発その他の施策を講ずるものとする。

(公の施設に関する指針)

第九条 知事は、県が設置する公の施設において本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われることを防止するための指針を定めるものとする。

(公表)

第十条 知事は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する県民及び事業者の認識を深めることによりその解消を図るため、表現活動（県の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所における行進、示威運動その他の手段による表現行為をいう。以下同じ。）で本邦外出身者に対する不当な差別的言動であるものが行われたと認めるときは、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の概要を公表するものとする。ただし、公表することにより本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

2 知事は、前項の規定による公表をするに当たっては、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容が拡散することのないように留意しなければならない。

(審議会からの意見聴取等)

第十一条 知事は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動が行われた旨の申出があったときは又は行われたおそれがあると認めるときは、次に掲げる事項について、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該申出に係る表現行為が行われたことその他当該申出に係る表現行為の内容が明らかでないとき又は当該申出に係る表現行為が本邦外出身者に対

する不当な差別的言動である表現活動に該当しないと明らかに認められるときは、この限りではない。

一 本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動が行われたかどうか。

二 前号の表現活動が行われたと認められる場合にあつては、前条第一項ただし書に規定するときに該当するかどうか。

三 前条第一項ただし書に規定するときに該当しないと認められる場合にあつては、同項の規定による公表の内容

2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないこととしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該報告に係る事項について知事に意見を述べることができる。

(審議会の調査審議の手続)

第十二条 審議会は、知事又は前条第一項の規定により調査審議の対象となつてゐる表現行為に係る同項の申出をした者に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知つてゐる事実を述べさせることその他必要な調査をすることができる。

2 審議会は、前項の表現行為を行った者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べられる機会を与えることができる。

3 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第一項の規定による調査をさせることができる。

(適用上の注意)

第十三条 この節の規定の適用に当たつては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第四節 部落差別の解消に向けた取組の推進

第十四条 県は、情報化の進展により部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消に向けて、国及び市町村と連携を図りながら協力して、地域の実情に応じ、部落差別に関する問題についての県民及び事業者の正しい理解を深めるために必要な教育及び啓発その他の施策を講ずるものとする。

第五節 性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進等

第十五条 県は、性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。次項において同じ。）及び性自認（自己の性別についての認識をいう。同項において同じ。）の多様性についての県民及び事業者の理解を深めるために必要な教育、啓発その他の施策を講ずるものとする。

2 県は、その事務又は事業を行うに当たり、性的指向及び性自認の多様性に配慮するよう努めるものとする。

第三章 愛知県人権施策推進審議会

第十六条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を行わせ、及び知事の諮問に応じ人権施策の推進に関する重要事項を調査審議させるため、愛知県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、人権施策の推進に関する事項について調査審議し、知事に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員十二人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者の中から知事が任命する。

5 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第三項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第九条から第十二条まで、次項及び附則第四項の規定は、同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 第十条から第十二条までの規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に行われた表現行為について適用する。

3 この条例の施行の際現に県が人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定している人権施策に関する基本的な計画（人権教育・啓発に関する愛知県行動計画）は、第五条第一項の規定により定められた基本計画とみなす。

(出頭人の費用弁償等に関する条例の一部改正)

4 出頭人の費用弁償等に関する条例（昭和二十八年愛知県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

二十一 愛知県人権尊重の社会づくり条例（令和四年愛知県条例第一号）第十二条第一項の規定により審議会が適当と認めて出頭を求めた者

説明

この案を提出するのは、人権尊重の社会づくりについて、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めること等により、人権尊重の社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要があるからである。

【知人 A からのメール】

理念条例だということは分かりました。しかし、土台(理念法)の上に罰則法(実定法)が追加で可決されれば、将来的に罰金刑が課せられるようになることは容易に想像がつきます。やはり危険な条例だと思いますが。

【中村の返信】

「理念法ができると追加法で罰則がいずれできるはずだ」というのは、「限定的な集団的自衛権を認めると、いずれ徴兵制になるに違いない」と言っていた方たちの論と一緒に、私は現実的でない飛躍的な感情論だと思います。

私自身も法律が理念法なので、愛知県の条例も理念条例であるべきだと思っています。重要なポイントは、①罰則なし、②氏名公表なし、の2点だと思います。

【知人 A からのメール】

もし条例が成立した場合「外国人参政権を認める事に反対」だと街頭で演説したら審議会によってヘイトに認定されませんか？

次の<記事1>を見てください。

<記事1>

<https://www.chunichi.co.jp/article/370560>

※突然ヘイトの標的に「外国人に住民投票権」条例案の武蔵野市（中日新聞）

この記事を見ていただければわかるように、外国人投票権に反対している人が、公的な審議会とか役所とかではありませんが、中日新聞の紙面上でヘイトスピーチ認定されています。

実際にヘイト解消法や人権条例がこのような世論操作の後押しになるという可能性はないのでしょうか？

また、これがいずれ外国人に参政権を付与させる為の布石であるという、いわばヘイト解消法の「副作用」の可能性を強く心配しています。

もし、そのような可能性が少しでもあるとするならば、各自治体での条例制定にはより慎重になるべきではないのでしょうか？

【中村の返信】

まず、お示しいただいた新聞記事を見つみると

街宣車は市役所前の車道脇に駐車。出てきた男性が車に上り、「住民投票条例に断固反対しています」「このままでは、外国勢力に地方が乗っ取られてしまう」と持論を展開した。マイクでかなり声を上げ、隣の人との会話が成り立たないほどの大音量。市が用意していた騒音測定機の針が激しく振れた。

とあります。

ひとえに、やり方や表現が下品だとヘイトの可能性が高くなるのではないのでしょうか。

一人みかん箱の上に立ち、外国人参政権に反対する理由を粛々と演説していても、ヘイトにはならないと考えます。

「いや、それは運用次第だから信用できない」そんな反論が聞こえてきそうですが、かつて特定秘密

保護法が国会で審議されている際に「この法律が成立したら居酒屋で政府の悪口を言ったら逮捕される」といったことを反対の立場の方たちが言っていました。同じように現実的でない飛躍的な感情論だと感じます。

そういった面で日本という国は少なくともまともな運用ができる国だと私は思っています。(現実に限定的集団的自衛権が認められた今も徴兵制にはなっていませんし、特定秘密保護法のせいで政府の悪口を言って逮捕された人も出ていません。)

この記事に戻りますが、『マイクでかなり声を上げ、隣の人との会話が成り立たないほどの大音量。市が用意していた騒音測定機の針が激しく振れた。』とあります。役所の前で嫌がらせのように大音量で攻撃的な持論をかなりたてて騒いでいる様子が目に浮かびます。(私も 42 年の人生の中で何度かこれに似たような街宣活動を見かけたことがあるので、非現実的な話とは思えず、十分あり得る話だなあと感じます。) ここが最大のポイントではないでしょうか。

先ほどの<動画 1>を再度見ていただきたいと思います。

<動画 1 >

<https://youtu.be/E77JOwVebLU>

※自民党「ヘイトスピーチ」対策で初会合(14/08/28)

表現の自由を盾に役所の前で嫌がらせのように大音量でかなりたてる行為、これこそ<動画 1>の高市早苗さんが言うところの『誇りある日本国民として大変恥ずかしい事』になるのだと思います。

また、外国人参政権についてですが、参政権を誰に付与するのかという判断は、その国が独立国である限り、それぞれの国の完全な自由意志によってなされます。

国民は国が嫌なら他国民になることもできますし、日本人になりたければ帰化もできます。

「日本国民で満 18 歳以上であること」とされている我が国の参政権を欲するのであれば、帰化して下さいという事です。

『外国人に参政権を与えなければ差別助長だ！ヘイトだ！』と言う論は世界中のどの国でも国籍という概念があり、参政権という概念がある限り、正論になることはありえないと考えます。

【知人 A からのメール】

しかし、実際に川崎市では罰金刑付きの条例が可決されているので、私の心配は飛躍的感情論とはい切れないのではないかと、まだ納得しきれません。

もちろん、愛知県は良識ある県議の皆様が川崎市のような罰則規定は止めてくださると信じていますが。

【中村の返信】

繰り返しになりますが、ヘイト解消法が理念法なので、私は県条例も理念条例であるべきだと思っています。

そして、私がこの条例案を容認するに当たっての重要なポイントは、①罰則なし、②氏名公表なし、の 2 点です。

【知人 A】

それは、非常に大事なポイントだと思います。そして重要なことは、これ以上（罰則や、氏名公表にまで）進んではいけないと、ということだと私は思います。

【私の返信】

そうですね。そして川崎市についてですが、思うに、川崎市はヘイト活動が酷過ぎたのだろうと推察します。

『辺野古に基地は要らない！』と座り込んだり反対運動をしている沖縄県民でない活動家の方たちのように、過激な方たちが徒党を組んでヘイトし続けると川崎市のような事になるのでしょうか。

川崎市的一般市民にも『あのうるさいヤクザみたいな下品な行為はやめさせて！』という意識は少なからずあったのだろうと推察されます。川崎市議会も全会一致（退席 2 名）での可決だそうですから。

【知人 A からのメール】

きっとそうなのでしょうね。

それで、ヘイトスピーチ禁止条例が、「なんでもいから下品な行為をやめさせて欲しい」という住民のニーズにマッチしたと。

【私の返信】

きっとその通りなのでしょう。そしてそれを、そこに住んでもいない人たちが、「川崎市の条例は逆差別だ！」「日本人への言論弾圧だ！」と騒ぎ立てても川崎市民にはピンとこないのでしょうかね。

【知人 A】

なるほど、腑に落ちました。

【私の返信】

その条例の「運用がおかしい』と川崎市民が思えば、市民の人気（支持）を得る為、市議が改正に動くはずです。

これも健全な地方自治、地方議会のあり方だと思います。

【知人 A】

本当にそう思いますし、そうあって欲しいです。

【私の返信】

そうある為に選挙があります。

【知人 A】

はい。ありがとうございました。

【私の返信】

こちらこそ、ありがとうございました。